

平成21年12月9日

〇〇〇 殿

法務省入国管理局参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

11月12日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

平成22年4月1日以降、第20条第3項（在留資格の変更許可）及び第21条第3項（在留期間の更新許可）に関し健康保険証の提示を求めているのは、社会保険加入義務がある外国人に対して、その義務を履行することが必要であることを周知し、当該義務の履行を促進するためにこれを行うものであり、健康保険証が提示されないことのみをもって、これらの許可に係る申請を受理しない又は不許可処分とするものではない。